

● 事業一覧

基本目標 1 社会参加と生きがいをづくりを支援します

【施策 1】生きがいをづくりへの支援

事業名 【担当課】	事業概要
敬老祝金贈呈事業 【介護福祉課】	88歳、100歳に達する方に対し、誕生月に祝金を贈呈する。
敬老助成券交付事業 【介護福祉課】	在宅で市民税非課税の75歳以上の高齢者に対し、敬老助成券（敬老バス券・敬老入浴券・敬老ハイヤー券の何れか一つ）を交付する。
敬老祝賀記念品贈呈事業 【社会福祉協議会】	米寿（88歳）、白寿（99歳）を迎える方へ社会福祉協議会が敬老の日に祝賀状を添えて祝品を贈呈する。
老人クラブ敬老旅行への支援 【介護福祉課】	高齢者の社会参加活動の促進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の研修を目的とした旅行のバス借上料を助成する。
老人クラブ活動への支援 【介護福祉課】	明るい長寿社会を実現するため、60歳以上の高齢者により組織する単位老人クラブの運営費を助成する。
老人クラブ連合会活動への支援 【介護福祉課】【社会福祉協議会】	単位老人クラブにより組織する老人クラブ連合会に対して運営費の助成と事務支援を行う。
ふれあいセンター活動 （講座・サークル活動） 【ふれあいセンター】	高齢者の健康の増進、教養の向上、生きがいを高めるため、太極拳等の講座を開催するとともに、各種サークル活動を支援する。
公民館活動 （公民館講座、出張公民館講座、グループ・サークル活動、市民大学） 【社会教育課】	地域人材による学習成果の還元や活動機会の提供などにより、高齢者を含む市民の生きがいをづくりや交流活動の促進及び生活文化の振興を図る。
社会教育事業 （あいさつ運動、放課後子ども教室） 【社会教育課】	地域住民の協力を得て行われている、あいさつ運動や放課後子ども教室を通して、教育への関心や意識を高める。
高齢者芸能交流大会 【社会福祉協議会】	高齢者が健康で豊かな老後と生きがいを高めるため、日ごろから親しんでいる芸術活動を発表することにより、信頼と友愛を深める。
スポーツ・レクリエーション活動 （ゆったりノルディックウォーキング教室、歩くスキー教室） 【スポーツ振興課】	気軽に運動を楽しめる環境を整え、年齢や体力に応じたスポーツやレクリエーション活動を行う。
高齢者軽スポーツフェスティバル 【介護福祉課】	高齢者の健康づくり、仲間づくり等を目的として、軽スポーツ種目及びレクリエーションを実施する。
通年型介護予防教室 「いきいきシニアプログラム」 【介護福祉課】	要介護（要支援）認定を受けていない高齢者を対象に、運動習慣の確立、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、認知症予防及びうつ予防等、様々なメニューを組み合わせる通年実施する。
ふれあい・いきいきサロン 「いきいき広場」 【社会福祉協議会】	介護予防運動やレクリエーション等を通じて、高齢者の健康及び生きがい・仲間づくりを行う。介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスに位置付けて実施。

ゆう「いきいきサロン」 【NPO 法人ゆう】	NPO 法人「ゆう」が主催するサロン活動で、高齢者を対象として健康運動やレクリエーション等を実施する。
地域サロン活動支援事業 【介護福祉課】	地域で開催されるサロン活動に対し、外部講師の派遣や備品の無償貸出、活動の拠点となる会場の借上げ費用の助成などを行い、活動を支援する。
地域が行うサロン活動への支援 【社会福祉協議会】	町内会等地域が介護予防及び生きがい・仲間づくりのため実施するサロン活動を支援する。
老人憩の家の維持・管理 【介護福祉課】	高齢者の生きがいづくりの場の拠点施設である老人憩の家の補修や保全等を行う。
総合福祉センターの運営支援 【介護福祉課】	地域福祉活動の拠点として活用されている総合福祉センターの運営費等を助成する。
地域公共交通サービスの利用促進 【市民生活課】	予約型乗合タクシーの運行により、高齢者をはじめとする交通弱者の交通手段の確保や交通空白地域の改善に取り組んでいる。また、平成 29 年 4 月からは敬老助成券による利用も可能とし、高齢者の利用促進を図っている。
生活支援体制整備事業 【介護福祉課】	高齢者の介護予防や在宅生活の支援強化のため、生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、地域事情（ニーズ）に応じたサービスの開発や充実を図り、地域の自主福祉活動等を推進する。

【施策 2】社会貢献活動・就労への支援

事業名 【担当課】	事業概要
ボランティアセンターの運営 【社会福祉協議会】	社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の需給調整と啓発・推進を図る。
食生活改善協議会への支援及び推進員の養成 【ふれあいセンター】	食生活を中心とした健康づくりの正しい知識を普及するため、食生活改善協議会に対し助成するとともに、栄養士や保健師等が活動を支援する。また、実践活動の担い手となる食生活改善推進員を養成する。
いきいき運動推進員の養成・支援 【ふれあいセンター】	高齢者の筋力低下予防や閉じこもり予防、生きがいづくりを念頭に、地域でいきいき運動を推進するリーダーを養成するとともに、その活動を支援するため交流会や研修会などを行う。
シルバー人材センターへの支援 【商工労働観光課】	高齢者が長年の経験による技術や知識を活かし、生きがいづくりにつながるための就労の場を確保できるよう運営に対し助成する。

基本目標 2 健康づくり・介護予防を進めます

【施策 3】健康づくりの推進

事業名 【担当課】	事業概要
健康診査 (国保特定健康診査、後期高齢者健康診査) 【ふれあいセンター】	健康の保持増進・早世予防を図るため、各種検査を実施し、糖尿病等、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療に努める。
特定健康診査結果説明会 【ふれあいセンター】	特定健康診査の結果について情報提供するとともに、必要に応じて生活習慣の改善を支援する。

特定健康診査二次検診 【ふれあいセンター】	特定健康診査の結果から血管の状態を判断するために、さらに詳しい検査を実施する。
特定健康相談・家庭訪問 【ふれあいセンター】	生活習慣病を予防するため、特定健康診査の結果に基づき保健指導の必要な方に対し、保健師及び栄養士が継続支援する。
がん対策の推進(各種検診、講演会、ピロリ菌検査助成事業) 【ふれあいセンター】	がんの予防・早期発見・早期治療を推進するため、がんに関する知識等の普及啓発や胃がん予防のためのピロリ菌対策、各種がん検診を実施する。
市民健康栄養相談 【ふれあいセンター】	保健師による健康相談及び栄養士による栄養相談を実施する。
老人クラブ健康教育・健康相談 【ふれあいセンター】	老人クラブにおいて血圧測定や健康相談を行うとともに、高齢者の健康に必要な情報を提供する。
町内会健康づくり推進事業 【ふれあいセンター】	町内会単位で健康づくり活動を推進するため、健康に関する講話や食生活改善協議会の協力による料理教室を実施する。
高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種の助成 【ふれあいセンター】	高齢者の肺炎の重症化予防のため、接種費用を助成する。
いきいき運動推進事業 【ふれあいセンター】	いきいき運動を推進するため、地域サロン活動などにいきいき運動推進員を派遣するほか、参加者が自らいきいき運動を継続実施できるように支援する。
糖尿病の重症化予防 【ふれあいセンター】	糖尿病が重症化するリスクの高い方を対象に、保健師などが医療機関と連携し、人工透析などへの移行を防止するための適切な保健指導を実施。
個別栄養相談・家庭訪問 【ふれあいセンター】	健診事後や各機関からの依頼などにより、管理栄養士などが来所相談や家庭訪問による個別の栄養指導を行う。

【施策 4】介護予防の推進

事業名 【担当課】	事業概要
保健師・管理栄養士による出前講座 【ふれあいセンター】	老人クラブや町内会等の要請に基づき、高齢者自らがより健康的な生活について考えるきっかけとなるよう、疾病や介護予防に関する講話等を実施する。
ゆう百歳体操 【NPO 法人ゆう】	NPO 法人「ゆう」が主催するサロン活動で、高知県発祥の「百歳体操」を取り入れ、地域の健康増進のために実施する。
体力テスト 【スポーツ振興課】	文部科学省が推奨する「新体力テスト」に基づき、総合体育館及びまちづくり出前講座により申込みを受け付けた団体に対し希望する場所で実施する。

基本目標 3 いつまでも地域の中で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実します

【施策 5】介護保険サービスの提供と基盤整備

事業名 【担当課】	事業概要
訪問介護 【介護福祉課】	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話を行う。

訪問看護 介護予防訪問看護 【介護福祉課】	看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助等を行う。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 【介護福祉課】	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上必要な管理や指導等を行う。
通所介護 【介護福祉課】	デイサービスセンター等で入浴、食事の提供や生活に関する相談等、日常生活上の世話や機能訓練を行う。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 【介護福祉課】	介護老人保健施設や病院等で心身の機能回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法等を行う。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 【介護福祉課】	介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 【介護福祉課】	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、看護及び医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行う。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 【介護福祉課】	有料老人ホームやケアハウスに入居する要支援・要介護者に対し、特定施設サービス計画に基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事等の介護及びその他日常生活上の世話を行う。
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 【介護福祉課】	車いすや特殊寝台等の福祉用具を貸与する。
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 【介護福祉課】	ポータブルトイレ及び入浴補助用具等排せつや入浴に使われる福祉用具の購入費の一部を支給する。
住宅改修 介護予防住宅改修 【介護福祉課】	手すりの取付け及び段差解消等、住宅改修費の一部を支給する。
居宅介護支援 介護予防支援 【介護福祉課】	在宅で介護を受ける要支援・要介護者の心身の状況、希望等を踏まえ、居宅（要支援者は介護予防）サービス計画を作成するとともに、サービス提供機関との連絡調整等を行う。
介護老人福祉施設 【介護福祉課】	入所者に対し施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理等を行う。
介護老人保健施設 【介護福祉課】	入所者に対し施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における看護及び機能訓練、介護、その他必要な医療等を行う。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 【介護福祉課】	認知症高齢者等に対し、デイサービスで入浴、食事の提供や生活に関する相談等、日常生活上の世話や機能訓練を行う。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 【介護福祉課】	施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを行う。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 【介護福祉課】	主に軽度から中度の認知症高齢者等が共同で生活し、食事、入浴等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 【介護福祉課】	定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行う。
地域密着型通所介護 【介護福祉課】	定員が 18 人以下の小規模な通所介護施設で、住んでいる地域に合わせた通所介護を行う。

【施策 6】 自立生活への支援（高齢者福祉施策によるサービス）

事業名 【担当課】	事業概要
除雪サービス事業 【介護福祉課】	おおむね 70 歳以上の高齢者世帯等、冬期間において除雪労力の確保が困難な世帯に対し、有償で生活路の除雪を行う。
在宅高齢者配食サービス事業 【介護福祉課】	在宅において低栄養や食事の支度が困難な高齢者に対し、栄養のバランスのとれた食事の提供及び安否確認を行う。
紙オムツ利用券交付事業 【介護福祉課】	在宅で介護を受けている寝たきり高齢者等に対し、利用券を交付することにより、衛生状態を維持するとともに経済的負担の軽減を図る。
緊急通報装置設置事業 【介護福祉課】	高齢者の生活不安や人命の安全を確保するため、在宅の病弱な高齢者等に対し、緊急通報装置の設置費用を助成する。
救急医療情報キット設置の推進 【砂川消防署】	高齢者等の安全・安心を確保するため、かかりつけ医や持病等の医療情報や健康保険証の写し等を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管する。
市民ふれあいサービス事業 【社会福祉協議会】	日常生活の援助を必要とする高齢者等に対し、住民参加型在宅福祉サービスとして登録された提供会員（有償ボランティア）により家事援助、外出・通院支援及び話し相手等のサービスを提供する。介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスに位置付けて実施。
外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業 【介護福祉課】	外国人登録をしている在日外国人高齢者・障がい者で公的年金の受給要件を満たすことができない方に福祉給付金を支給する。
居宅介護住宅改修資金貸付事業 【介護福祉課】	介護保険制度において住宅改修費が 20 万円を超えた場合、50 万円を限度として無利子で貸付する。
住宅改修支援事業 【介護福祉課】	居宅介護支援等を受けていない場合、住宅改修費の支給申請に係る理由書の作成経費を助成する。
生活福祉資金貸付事業 【社会福祉協議会】	介護保険サービスの経費を負担することが困難な世帯などに、必要な経費を原則無利子で貸付する。
屋根雪下ろし等費用助成事業 【介護福祉課】	おおむね 70 歳以上の高齢者世帯等に対し、安全を確保するため、屋根の雪下ろし等に要した費用の一部を助成する。

【施策 7】 介護保険サービス等の質の向上及び適正利用の促進

事業名 【担当課】	事業概要
介護保険サービス事業所向け研修会の開催 【介護福祉課】	市内の介護保険サービス事業所を対象に、サービスの質の向上を目的とした研修を開催する。

介護保険サービスに関する苦情相談 【介護福祉課】	介護保険サービスの利用に際して、事業者等とトラブルが生じた際に、事実関係を確認し、事業者等との調整を行う。
介護給付適正化の推進 【介護福祉課】	医療情報との突合や縦覧点検を行い、介護サービス費の適正化を図る。
要介護認定適正化の推進 【介護福祉課】	介護認定審査会委員や認定調査員の資質向上のため、研修への参加を推進し、要介護認定調査の公平性の確保及び適正化を図る。
介護保険サービス事業者に対する指導監査 【介護福祉課】	サービス事業者等の指導及び監査を行い、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図る。
介護保険制度の普及・啓発 【介護福祉課】	介護を必要とする高齢者等が、介護保険サービスを適正に利用することができるよう介護保険制度の普及・啓発に努める。
介護サービス情報の公表と第三者評価の促進 【介護福祉課】	介護サービス利用者が適切な事業者選択を行うことができるよう、介護サービスに係る「情報の公表」及び「第三者評価」の促進を図る。
介護人材の育成支援事業 【介護福祉課】	市内の社会福祉法人に対し、介護職員初任者研修の受講料の助成を行うとともに、市内の介護保険サービス事業者等の介護人材の確保や負担軽減につながる支援について検討する。
有料老人ホームの運営に対する指導監査 【介護福祉課】	市内の有料老人ホームのサービス水準や経営の安定性を確保するとともに入居者の保護を図るため、当該法人に対し実地指導などの必要な指導を行う。

【施策 8】 認知症高齢者への支援体制の充実

事業名 【担当課】	事業概要
認知症地域支援推進員等設置事業 【介護福祉課】	地域における医療及び介護の連携強化並びに認知症の方や介護する家族に対する支援体制の強化を図るため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置する。
認知症初期集中支援推進事業 【介護福祉課】	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症の方や介護する家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。
認知症カフェ（ひだまり、町内会対象、医療・介護従事者対象）の開催 【介護福祉課】	認知症やその家族の方の慰労の場となるひだまりカフェ、地域の方に認知症の普及啓発を図り、地域における認知症の方に対する日常的な見守りにつなげるための町内会対象カフェ、医療・介護従事者が互いに認知症に関する情報交換を行い適切なケアの向上につなげるための医療・介護従事者対象カフェを開催する。
認知症ケアに携わる多職種連携の推進 【介護福祉課】	認知症の人と家族への支援の質の向上を図るため、お互いの役割等を理解し、課題を共有できるよう各職種間の円滑な連携を推進する。
認知症サポーターの養成 【介護福祉課】	認知症について正しい知識を身につけ、認知症高齢者等及びその家族を見守る認知症サポーターを養成する。

認知症の普及・啓発 【介護福祉課】	認知症を正しく理解してもらうため、講演会や講話を開催するなど、普及・啓発に努める。
認知症疾患医療センター及びかかりつけ医等との連携強化 【介護福祉課】	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センター（市立病院）及びかかりつけ医等と緊密な連携を図り、医療と介護の切れ目のない支援を実施する。
NPO 法人中空知・地域で認知症を支える会への支援 【介護福祉課】	当該NPO法人の活動が円滑に運営されるよう支援する。
認知症支援ボランティアぼっけへの支援 【介護福祉課】	継続してボランティア活動が行えるよう、研修会等に対し支援する。
認知症を抱える家族の会への支援 【介護福祉課】【ふれあいセンター】【社会福祉協議会】	継続して自主的な活動・組織運営が図られるよう、家族交流会及び研修会等に対し支援する。
徘徊高齢者 SOS ネットワーク 【介護福祉課】	徘徊する高齢者の生命の安全を確保するため、保健所、警察署、消防署及び各関係機関等による緊密な連携を図り、徘徊高齢者の早期発見に努める。
徘徊高齢者対策 【介護福祉課】	認知症の徘徊高齢者等の早期発見及び安全確保を図るため、介護者の精神的及び経済的負担を軽減する支援を行う。

【施策 9】在宅療養体制の充実

事業名 【担当課】	事業概要
訪問看護事業への支援 【介護福祉課】	訪問看護ステーションの看護師等が、主治医の指示の下、家庭を訪問して病状観察や手当等を行う事業を支援する。
市立病院地域医療連携室との連携 【介護福祉課】	患者の抱える不安等に対応するとともに退院後の在宅療養及び転院を支援するため、市立病院地域医療連携室と緊密な連携を図る。
砂川市地域包括ケアネットワークシステムの推進 【介護福祉課】 【市立病院地域医療連携課】	インターネットを利用した当該システムを活用し、市立病院の医療情報などを医療機関及び介護事業所等で共有することにより、支援が必要な高齢者等の迅速かつ的確な支援を推進する。
多職種連携の推進 【介護福祉課】	在宅療養における医療・介護・福祉の多職種間の連携の推進を図る。
在宅療養の普及・啓発 【介護福祉課】	市民が在宅療養について理解を深めるため、講演会や講話を開催するなど、普及・啓発に努める。
がん患者・家族に対する支援 【市立病院地域医療連携課】	市立病院地域医療連携室に「がん相談支援センター」を設置し、がん患者・家族の心配事等の相談の受け付けや講座を開催するなどの支援を行う。
失語症者と家族に対する支援 【ふれあいセンター】	コミュニケーションの障がいによる閉じこもりを防ぎ、介護する家族の精神的負担の軽減を図るため、言語聴覚士による相談会を実施する。
日常生活用具貸与事業 【社会福祉協議会】	入院中の高齢者等が一時帰宅する場合、特殊寝台等の日常生活用具を貸与し、在宅期間中の日常生活を支援する。

【施策 10】 地域包括支援センター機能の充実

事業名 【担当課】	事業概要
サテライト地域包括支援センター事業 【介護福祉課】	地域で高齢者が活動する場に、地域包括支援センターの職員が訪問して、総合相談や介護・福祉に関する情報提供等を行う。
主治医との連携強化 【介護福祉課】	介護予防プランの質の向上を図るため、主治医に対して情報提供等を行い連携の強化を図る。
支援困難事例等のケアマネジャーへの支援 【介護福祉課】	ケアマネジャーからの困難事例等に対する相談に応じるとともに、必要な情報の収集及び提供等について支援する。
地域ケア会議の開催 【介護福祉課】	多職種協働による個別ケース支援の検討を通じて地域課題を整理し、地域包括ケアシステムを実現するうえで必要なネットワークの構築等、地域づくりや資源開発につなげるため開催する。
ケアマネジメント実務者研修会の開催 【介護福祉課】	地域ケア能力の向上を図るため、介護サービス事業者等に対し、実務者研修会を開催する。
地域包括支援センター運営協議会の開催 【介護福祉課】	地域の関係者全体で協議し、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立的な運営を確保するため開催する。
高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会の開催 【介護福祉課】【社会福祉課】	高齢者及び障がい者の虐待の予防と早期発見等について協議するため開催する。
高齢者虐待防止の推進 【介護福祉課】	高齢者虐待の予防と早期発見のため、高齢者自身の届出、市民やケアマネジャー等からの相談に対し、継続的支援をする。
介護予防ケアマネジメント 【介護福祉課】	元気な高齢者、やや虚弱な状態にある高齢者及び要支援認定者を対象に、その心身の状態等に応じて、介護予防事業やその他の適切な事業が包括的に実施されるよう必要な支援を行う。

【施策 11】 暮らしやすい住環境の推進

事業名 【担当課】	事業概要
高齢者等の住まいに対する助成事業 【建築住宅課】	高齢者等が安心して生活できるように行う住宅改修工事に係る費用の一部を助成し、安心で安全な住まいの実現を図る。
高齢者専用の公営住宅の適正な管理 【介護福祉課】【建築住宅課】	安否確認等のサービスが付加された公営住宅を適正に管理する。
高齢者向け住宅に係る情報提供 【介護福祉課】	市民に対し、市内にある高齢者向け住宅についての情報を提供し、高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援する。また、高齢者向け住宅の整備を促すため事業者に対する情報提供を行う。
住み替えに向けた環境づくりの推進 【建築住宅課】	高齢者世帯の家族構成と住宅規模のミスマッチを解消するため、円滑な住み替えに寄与する環境づくりを推進する。

基本目標4 尊厳ある暮らしを支援します

【施策 12】高齢者の尊厳と権利を守る支援

事業名 【担当課】	事業概要
成年後見支援センター運営事業 【介護福祉課】	認知症、知的・精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない方の権利や財産を守るため、成年後見に関する支援や市民後見人の養成、広報啓発活動を行う。
成年後見制度利用支援事業 【介護福祉課】	成年後見制度の利用を支援するため、認知症等で判断能力が十分ではない一定の要件に該当する高齢者等に対し、申し立て費用等を助成する。
日常生活自立支援事業 【社会福祉協議会】	在宅で判断能力に不安がある認知症高齢者等が、地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用手続き及び日常生活の金銭管理を支援する。
金銭管理等支援事業 【社会福祉協議会】	日常生活自立支援事業に該当しない施設入所者や病院入院患者に対し、日常生活自立支援事業と同等の支援を行う。
心配ごと相談所 【社会福祉協議会】	市民が抱える日常生活上での諸問題に対応するため、週1回、総合福祉センターで実施している。
消費生活相談 【市民生活課】	専門的な研修を受講した相談員が、商品やサービス等、消費生活全般に関する苦情や問合せ等、市民からの相談を受け付けることにより、情報提供や相談支援体制の充実を図り、消費者被害の未然防止に努める。
まちづくり出前講座の開催「気をつけよう悪質商法」 【市民生活課】	「悪質商法」の様々な手口や、被害に遭わないための注意点を紹介する出前講座を行い、消費者被害の未然防止に努める。

基本目標5 支え合いのしくみづくりを進めます

【施策 13】介護者への支援

事業名 【担当課】	事業概要
地域高齢者見守り事業 【介護福祉課】	市、地域包括支援センター、民生児童委員、町内会等が連携し、地域の実情にあわせた見守り体制を構築し、見守りが必要な高齢者への支援を行う。
家族介護慰労事業 【介護福祉課】	要介護4若しくは5に認定された高齢者等を在宅で1年以上介護保険サービスを利用せず介護した方で一定の基準に該当した場合、慰労金を支給する。
介護手当支給事業 【介護福祉課】	寝たきり認知症高齢者等を3ヵ月以上継続して介護した方で一定の基準に該当した場合、手当を支給する。

【施策 14】高齢者を地域で支えるしくみづくりの充実

事業名 【担当課】	事業概要
高齢者情報提供事業 【介護福祉課】【社会福祉協議会】	65歳以上の高齢者に係る住所・氏名・年齢・性別と、本人が同意した情報を市から社会福祉協議会に提供し、社会福祉協議会から希望する町内会等に提供することで、効果的・効率的な高齢者の見守りを推進する。

高齢者支え合いネットワーク事業 【介護福祉課】	地域で高齢者を見守るため、市と市内で活動している事業者が協定を締結し、事業者が日常の業務の中で、高齢者の異変に気づいた場合、市や地域包括支援センターに連絡してもらうことで、早期に問題を発見し、効果的・効率的な支援につなげる。
民生委員による相談及び見守り活動 【社会福祉課】	担当区域において高齢者や障がい者などの安否確認や見守りなどを行うほか、生活上の心配ごとの相談に応じるとともに、必要な支援を行う。
除雪ボランティア事業 【社会福祉協議会】	高齢者・障がい者世帯等に対し、ボランティア団体の協力により除雪を実施する。
ボランティア活動器材等貸出事業 【社会福祉協議会】	市民をはじめ各種団体へ高齢者疑似体験セットや車イス等を無料で貸出し、福祉の醸成と市民福祉の推進を図る。
小地域ネットワーク活動推進事業 【社会福祉協議会】	福祉部を設置している町内会への助成や地域福祉活動実践者を対象に研修会を開催するなど、地域福祉活動に関する支援を行っている。
避難行動要支援者名簿の整備 【介護福祉課】【社会福祉課】	災害発生時等に迅速かつ的確な対応を図るため、名簿の随時更新を行う。

● 用語解説

【あ行】

アセスメント	事前評価、初期評価。福祉利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続きをいう。
アルツハイマーデー	1994年「国際アルツハイマー病協会」(ADI)は、世界保健機構(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心にアルツハイマー病の啓蒙を実施している。
いきいき運動推進員	市が実施する「いきいき運動推進員養成講座」を受講し、登録したうえで、市の要請に基づき各地域で介護予防に有効な運動の普及活動を行う者。
いきいき体操	ロコモティブシンドローム(運動器症候群)予防のための運動プログラム。
運動器機能の維持・向上	積極的な筋力向上を行い、体力の諸要素(筋力、バランス、柔軟性、敏捷性等)の全般的な機能向上を図ることをいう。
運動指導士	保健医療関係者と連携して、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムを作成し、実践的な指導計画の調整などを行う者。
NPO法人	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動する団体のことをいう。特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得している。

【か行】

介護給付費準備基金	介護給付費の急増などによる予算不足の事態に備えるため、介護保険特別会計の決算剰余金を積み立て、介護保険事業の安定的な運営を行うための基金。
-----------	---

介護予防	できる限り高齢者が要介護状態になったり、心身の状態が悪化しないようにすることをいう。
介護予防事業	要介護状態になることの予防または要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のために行う事業をいう。
カテーテル	医療器具。ゴムなどでつくられた細い管で、体腔、体内の器官などに挿入し、体液の排出、薬液や造影剤の注入などに用いられる。
基本チェックリスト	65歳以上の方を対象に、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの調査項目について「はい」「いいえ」で回答し、介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかを確認するための質問表。
虚血性心疾患	冠動脈が動脈硬化などの原因で狭くなったり、閉塞したりして心筋に血液が行かなくなること（心筋虚血）で起こる疾患。狭心症・心筋梗塞・虚血性心不全・虚血性心疾患の致死性不整脈もこれに含まれる。
居宅介護支援事業所	居宅において介護保険で受けられる指定居宅サービスや特例居宅介護サービス等の紹介、サービスの調整、居宅支援サービス費に係る費用の計算及び請求等を要介護者に代わり行う事業所をいう。
居宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与等をいう。
緊急通報装置	在宅の病弱な高齢者や重度身体障がい者を対象として、急病や災害発生などの緊急時における迅速かつ適切な救急救助体制をとり、生活不安の解消と生命の安全を確保するため、自宅と消防署を直結した通報装置。
ケアハウス	60歳以上で、加齢等により自宅で生活することに不安がある人が、比較的 low 料金で入所でき、食事の提供を受けられる施設をいう。施設の設置者が介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業者であれば、施設内で介護サービスを受けることができ、そうでなければ居宅介護サービス事業者からサービスを受けることになる。
ケアマネジメント	要介護者とその家族等の希望に応じて、保健、医療、福祉の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケアプランを作成し、継続的に援助することをいう。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護者または要支援者からの相談に応じ、その人の身体状態や精神状態、生活状況等を総合的に勘案し、適切なサービスを組み合わせた計画（ケアプラン）を作成し、サービスが円滑、適切に提供されるよう調整等を行う者をいう。都道府県知事が行う試験、研修を終えた後に登録される。
ケアプラン (居宅サービス計画) (介護予防サービス計画)	要介護認定を受けた者が、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼して、利用者のニーズと生活上の課題解決を目的として作成される計画をいう。あらかじめどのサービスをどの程度受けるかを作成する。 要支援認定を受けた者については、地域包括支援センターで介護予防サービス計画を作成する。
軽費老人ホーム	無料または低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人

	デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く)をいう。A型とB型があり、ケアハウスもこの軽費老人ホームの一種である。
言語聴覚士 (S T)	リハビリテーション職の一つ。失語症や言語発達遅滞、難聴などの言語障がいがある方に対して、訓練や指導を行い、コミュニケーション能力の改善を図る。また、咀嚼や嚥下障がいについても、医師や看護師、栄養士等と連携して機能回復などを図る。
広域型特養	定員が30人以上の特別養護老人ホームをいう。地域密着型特養とは異なり施設の所在地域以外の居住者でも入所申し込みが可能。
後期高齢者	高齢者を2段階に区分する場合、75歳以上の高齢者をいう。これに対し、65歳以上75歳未満を前期高齢者という。
高齢化率	総人口に占める65歳以上人口の割合をいう。
高齢期	加齢によって心身の機能の衰退が始まる時期で、一般的には65歳以上をいう。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅 (サ高住)	高齢者の居住の安定確保に関する法律の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅。
作業療法士 (O T)	リハビリテーション職の一つ。病気やケガもしくは生まれながらに障がいがある方などに対して、様々な作業を通じて訓練や指導を行い、日常生活をスムーズに送れるように心身機能の回復を図る。
サロン活動	地域で高齢者の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。
事業対象者	基本チェックリストにより、生活機能の低下がみられ要支援状態となるおそれがあると判定された高齢者。
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設におけるサービスをいう。
市民後見人	認知症や精神障がい等で判断能力が十分ではない方を支援するため、家庭裁判所から選任された地域の一般市民が本人に代わって、「財産管理」や介護施設の入居手続等の「身上監護」を行う。
住所地特例	社会保険制度において、被保険者が住所地以外の市区町村に所在する介護保険施設等に入所等をした場合、住所を移す前の市区町村が引き続き保険者となる特例措置をいう。施設等を多く抱える市区町村の負担が過大にならないようにするための措置であり、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に設けられている。
消費者被害	商品を購入したときや、サービスを契約するなどの消費行動に伴って発生する被害をいう。近年、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引(マルチ商法)などによって被害が生じた事例が多数報告されている。
身上監護	後見人が、被後見人の介護保険や病院など生活・医療・介護に関する手続きや契約をすること。また、あくまで法律行為であって、介護などを行う必要はない。
身体機能	実際に身体を動かして動作を行う能力のことをいう。

シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしている。
砂川市人口ビジョン	本市における人口の将来を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、人口の将来展望を提示するもの。まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上での重要な基礎資料として位置づけられる。平成 28 年 1 月策定。
砂川市第 6 期総合計画	本市が 10 年後に目指す都市像（将来像）を示し、その実現に向けたまちづくりの基本目標等を総合的、体系的にまとめた、各種行政計画の最も上位に位置づけられる長期計画で、市政の基本となる計画をいう。計画期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 10 年間。
生活機能	歩行、食事、排泄、入浴および着脱衣等の日常生活を独力で営む能力のことをいう。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワークの構築）を行う者。
生活習慣病	生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。
成年後見制度	認知症のある高齢者や、知的障がいのある人等の判断能力が十分ではない方に対し、後見人を選任して財産管理や身上監護についての契約等の法律行為を行うときに、本人の意思を尊重しながら、権利と財産を守り支援する制度をいう。
世帯分離	住民票に登録されている一つの世帯を、二つ以上の世帯に分けること。

【た行】

ターミナルケア	終末期の医療、看護のことをいう。末期がん患者等に対して延命を目的とするものではなく、主に身体的苦痛や精神的苦痛を軽減することによって、人生の質を向上することに主眼が置かれ、医療的処置（緩和医療）に加え、精神的側面を重視した総合的な措置がとられることをいう。
地域支援事業	高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため市町村が行う事業をいう。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業がある。
地域包括ケア 地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが日常生活圏域で、切れ目なく提供される体制をいう。
地域密着型サービス	要介護や要支援状態となってもできる限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするため、平成 18 年度に創設されたサービスで、市町村が指定権限を有する。住み慣れた自宅や地域での生活を継続することを目的としているため、地域密着型サービスを利用できるのは、要支援・要介護の認定を受けた当該市町村の被保険者のみで、サービスの種類としては、

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護がある。
地域包括支援センター	介護予防のケアマネジメントを行う機関をいう。高齢者に対する総合的な相談窓口としての機能もある。保健師または看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を活かして問題の解決に努めている。
糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つ。血液をろ過して老廃物を尿へ排せつする腎臓内の糸球体の細かな血管が硬化して壊れ、ろ過機能が低下する。進行すると尿が出にくくなり、老廃物がたまり尿毒症の原因となる。

【な行】

認知症	認知障がいにより、社会生活や職業上の機能に支障をきたす状態・症状をいう。従来の「痴呆」という用語については、侮蔑的な意味を含む表現であり適切でないことから、平成16年(2004年)の厚生労働省通知により「認知症」と用語を見直している。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする者。
認知症疾患医療センター	認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付等を行う専門医療機関のことをいう。

【は行】

肺炎球菌	肺炎等の呼吸器の感染症や全身性感染症を引き起こす細菌。
バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていくうえで、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面等、全ての障壁を除去しようとする考え方で、障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することをいう。
避難行動要支援者名簿	災害が発生したとき、または発生しそうなときに特に避難支援を必要とする方の名簿。 <名簿の対象者> 生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方 (ア) 要介護3・4・5の認定を受けている方 (イ) 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者の方(心臓、じん臓機能障がいのみで該当する方は除く) (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者の方 (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方 (オ) 市の生活支援を受けている難病患者の方 (カ) 上記に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる方

訪問看護ステーション	病気や障がいを持った方が住み慣れた地域や家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、医師や他の医療専門職、ケアマネジャーなどと連携し、自立への援助を促し療養生活を支援する訪問看護サービスを提供する事業所。
------------	--

【ま行】

民生委員	社会福祉の向上を任務とし、高齢者、児童、障がい者、生活困窮者等への見守り、訪問、相談及び支援活動を行うとともに、地域住民の実態を把握し、ボランティア事業への協力等を行う者。昭和23年(1948年)制定の民生委員法により都道府県知事が推薦し厚生労働大臣が委嘱する。
------	---

【や行】

有料老人ホーム	食事の提供など、日常生活上必要なサービスを提供する施設で、高齢者福祉施設ではないものをいう。自立した高齢者から要介護者まで、すべての60歳以上の人を対象とし、各事業者が入居判定を行う。
養介護施設	老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム及び介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等をいう。
養護者	在宅で高齢者の介護等をする家族、親族、同居人であって、養介護施設従事者等以外の者をいう。

【ら行】

理学療法士（PT）	リハビリテーション職の一つ。病気やケガ、老化などが原因で身体に障がいがある方に対して、歩行訓練などの運動を指導するなど、基本的な動作能力の回復を図る。
ロコモティブシンドローム	加齢にともない筋肉、骨、関節などの運動器に支障をきたし、日常生活活動が困難になり、「要介護になる」リスクの高い状態になることをいう。